

## 平成29年度 第1回石川県海面利用協議会の概要

- 1 開催日時 平成29年11月22日(水) 午後2時～3時25分
- 2 開催場所 石川県庁 14階 第1406会議室
- 3 委員の出席 10名中9名出席
- 4 協議会の概要  
開会挨拶：大橋水産課担当課長  
議 事：次第に基づき、順次説明及び質疑応答。

### (1) 平成29年度遊漁・海面利用担当者日本海ブロック会議について

#### 事務局

平成29年10月19日(木)に本県で開催された平成29年度遊漁・海面利用担当者ブロック会議における議事内容のうち、海面利用協議会に関連する内容について説明した。

#### 【説明内容】

##### ①都道府県海面利用協議会等の設置・活動状況について

近年、都道府県の海面利用協議会は縮小傾向にある。水産庁の見解は、形式を問わず漁業者・遊漁者・その他海洋性レクリエーションを行う者が一同に会し意見交換ができる機会を設けることが大切であるとのことであった。

##### ②遊漁船業においてライフジャケットを装着しなかった場合の罰則等について

平成30年2月1日より施行される船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則に関して、暴露甲板上で遊漁を行っているときにライフジャケットを装着していない場合、遊漁船業者に対しても一般の船舶と同様に罰則の加点がある旨の説明があった。

##### ③都道府県漁業調整規則で定められている遊漁で使用できる漁具・漁法

水産庁のホームページに掲載されている各都道府県の遊漁で使用できる漁具について紹介し、本県では現在のところ、遊漁で使用できる漁具・漁法に変更が無い旨を報告した。

#### 委員

ライフジャケットの着用義務化について、平成34年2月1日から罰則が適用されるとあるが、それまでの間は罰則は適用されないのか。

#### 事務局

罰則は適用されないが、法令は遵守する義務がある。

### (2) サザエ等の密漁について

#### 事務局

共同漁業権、第1種共同漁業権魚種及び密漁を含めた共同漁業権の侵害罪について

て説明するとともに、本年発生した密漁事案を事例として、海のルールやマナーに関する普及啓発や指導方策について意見を聴取した。

#### 委員

地元出身者が家族が漁業協同組合の組合員であっても、本人が組合員でない場合はサザエなどを採ることはできないのか。組合員ではない者は組合員と同じ船に乗って行っても採ることはできないのか。

#### 事務局

漁業協同組合各支所には漁業権の行使規則があり、行使者名簿に記載されている組合員しか採ることはできない。

### (3) ライフジャケットの着用義務化について

#### 北陸信越運輸局石川運輸支局

平成30年2月1日に施行される船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則により、これまで努力義務とされていた1人乗り以外の漁労中の者等へのライフジャケットの着用が義務化され、更に平成34年2月1日からは違反点数の付与などの罰則規定が適用されることを、平成34年までの間に関係者、特に漁業者への周知・徹底をお願いしたい。また、着用するライフジャケットは国土交通省の型式認証を受けた桜マーク付きのものを着用するようお願いしたい。

#### 金沢海上保安部

ライフジャケットについては着用はもちろん、膨張式のポンベの有効期限の確認等、着用前の点検も行って欲しい。

#### 委員

- ・磯で釣りをしている人のライフジャケット着用率はまだ100%ではない。一人でも多くの釣り人にライフジャケットを着用してもらおうと取り組んでいるところであり、良い方法があれば教えて欲しい。
- ・以前、海に転落した経験がある。その時はライフジャケットを着けていたので浮かび上がることができ助かった。

#### 事務局

- ・遊漁船業においてお客さんが自分のライフジャケットを持ち込む場合には、そのライフジャケットに桜マークが付いているか確認する必要がある。
- ・遊漁船業者で乗客にライフジャケットを装着させなかった場合、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の罰則に加え、遊漁船業者として業務規程違反の罰則規定が適用されるので注意が必要である。